別添６

平成２１年（排）第１２号

排　除　命　令　書

東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
株式会社デイ・シー・エス
同代表者　代表取締役　三　浦　竜　介

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社デイ・シー・エス（以下主文において「デイ・シー・エス」という。）は，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売した「スメルナース」と称する食品（以下主文において「スメルナース」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１７年８月ころから平成２０年７月ころまでの間同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて，また，平成１８年４月ころから平成２０年７月ころまでの間当該商品の包装箱及び当該包装箱に貼付したシールにおいて，当該商品を摂取することにより，「シャンピニオンエキス」と称する成分によって口臭，体臭及び便臭を消す効果が得られるかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　デイ・シー・エスは，今後，スメルナース又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

３　デイ・シー・エスは，今後，スメルナース又はこれと同

種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく第１項の表示と同様の表示をしてはならない。

４　デイ・シー・エスは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

１　株式会社デイ・シー・エス（以下「デイ・シー・エス」という。）は，肩書地に本店を置き，食品の製造販売業を営む事業者である。

２(1) デイ・シー・エスは，平成１７年８月ころから平成２０年１２月ころまでの間，「スメルナース」と称する食品（以下「スメルナース」という。）を，我が国に所在する事業者に委託して製造させ，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売していた。

(2) スメルナースは，「シャンピニオンエキス」と称する成分を含有するカプセル状の食品であり，１日２粒ないし６粒程度を水と共に飲み込んで摂取することによって，口臭，体臭及び便臭を消す効果が得られるとする商品である。

３　デイ・シー・エスは，スメルナースについて

(1) 平成１７年８月ころから平成２０年７月ころまでの間，当該商品の包装箱の表面及び同面に貼付したシール（別添写し１）において，「おなかの中から」及び「エチケット食品」と記載の上，「ニオイをカット！！　口臭　体臭　トイレのあと」及び「ニオイが気になる方に」と，同右側面（別添写し２）において，「シャンピニオンエキス」と記載の上，「「スメルナース」はトイレの後のニオイや身体のニオイが気になる方におすすめする、エチケット食品です。」と

(2) 平成１８年４月ころから平成２０年７月ころまでの間，同社がインターネット上に開設したウェブサイト（別添写し３）において，「「スメルナース」はトイレの後のニオイや口臭、体臭が気になる方におすすめする、エチケット食品です。」及び「消臭作用のあるシャンピニオン」と

それぞれ記載することにより，あたかも，スメルナースを摂取することにより，「シャンピニオンエキス」と称する成分によって口臭，体臭及び便臭を消す効果が得られるかのように示す表示をしている。

４　公正取引委員会は，前記３の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に

該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，デイ・シー・エスに対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，デイ・シー・エスは，当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが，当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，デイ・シー・エスが行っていた表示は，景品表示法第４条第２項の規定により，スメルナースの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２１年２月３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水